

概要版

大野町こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
大野町

1 計画策定の背景

近年、我が国のこどもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化が進む中で、こどもや子育て家庭のニーズは複雑化しています。さらに、社会環境・生活環境の変化とともに、児童虐待や引きこもり、いじめ、自殺などの社会問題が深刻化している状況です。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。この法律と方針は、すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

本町においても、国の動向等を踏まえながら地域全体で子育て支援ができる環境の整備や体制の充実を進めていく必要があります。

2 計画策定の目的

本町は令和2年3月に策定した「第2期大野町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「大野町こども計画（第3期大野町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

本計画に基づいた事業を計画的に進め、一人ひとりのこどもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することをめざします。

3 計画の位置付け

本計画はこども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけられ、以下の計画を包含するものです。

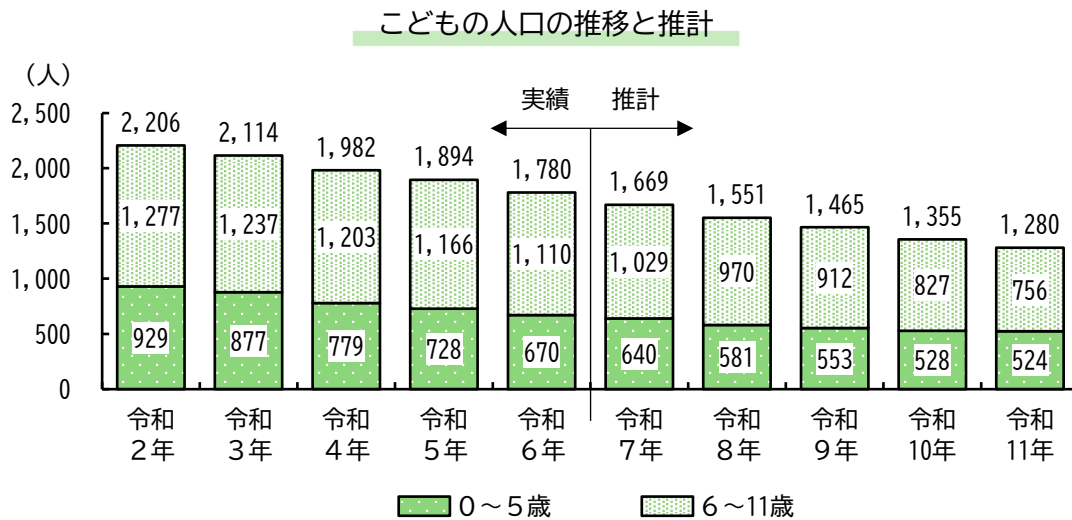
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策推進計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」

また、町の最上位計画である「大野町第七次総合計画」をはじめ、福祉関連計画等と整合性を図っています。

4 大野町のこども・子育てを取り巻く現状

1 こどもの人口の推移と推計

12歳未満のこどもの人口をみると、年々減少しており、令和7年以降も減少していくものと見込まれています。



資料：岐阜県人口動態統計調査 各年4月1日現在

2 町の現状について

- 本町の12歳未満の子どもの人口をみると、年々減少しており、令和7年以降も減少していくものと見込まれています。
- 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、町に期待することとして、「教育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が就学前保護者、小学生保護者ともに50%を超えています。
- 子育てをする上で、必要だと思う周囲からのサポートとして就学前保護者、小学生保護者ともに「同年代のこども同士が交流できる活動」「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」を求めています。
- 1ヶ月くらいの間に不安や悩みなどのストレスを感じたことがある中高生は50%を超えています。また、中学生から高校生にかけてストレスを感じたことがあると回答した人の割合は増加しています。

5 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕

親、地域、行政の支え合いのなかで次代を担う子どもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくり

1 未来を担う
子どもたちを
育てます

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- (2) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上
- (3) 小学校への滑らかな接続
- (4) 地域におけるこどもの居場所づくりや遊び・活躍の機会づくりの推進

2 すべての
こどもの成長を
支える環境を
整備します

- (1) 配慮が必要なこどもへの支援
- (2) 安全・安心なまちづくり

3 地域における
子育て支援体制
を充実します

- (1) 多様な子育て支援サービス環境の整備
- (2) 児童虐待への対応及びヤングケアラーへの支援の充実

4 仕事と子育ての
両立を
支援します

- (1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- (2) 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
- (3) 共働き・共育での推進
- (4) 子育てに関する情報発信

5 こどもの
貧困対策を
推進します

- (1) こどもの貧困対策の実施
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

6 母子保健・医療
支援を
充実します

- (1) 母とこどもの健康の確保
- (2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (3) 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

7 こども・若者へ
の支援を
充実します

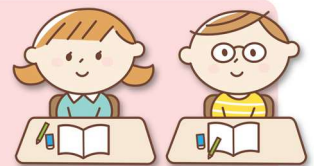
- (1) 結婚を希望する方への支援
- (2) 若者の就労支援の充実
- (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- (4) こども・若者の自殺対策

6 施策の展開

基本目標1 未来を担う子どもたちを育てます

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、こどもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、学齢期は学校生活へスムーズに移行ができるよう共通の見通しが持てるようにします。

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- ② 就学前教育・保育の体制確保と質の向上
- ③ 小学校への滑らかな接続
- ④ 地域におけるこどもの居場所づくりや遊び・活躍の機会づくりの推進



基本目標2 すべてのこどもの成長を支える環境を整備します

地域の中でこども同士が安全・安心に交流できるように人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

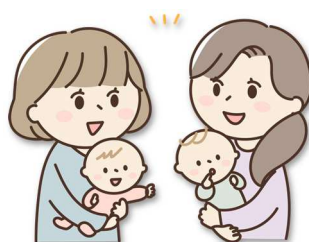
また、配慮が必要なこどもの特性に合わせた継続的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

- ① 配慮が必要なこどもへの支援
- ② 安全・安心なまちづくり

基本目標3 地域における子育て支援体制を充実します

親子同士の交流を通し気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域でも様々な世代の人々が親子をサポートできる環境づくりを推進します。

- ① 多様な子育て支援サービス環境の整備
- ② 児童虐待への対応及びヤングケアラーへの支援の充実



基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るために多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

- ① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- ② 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
- ③ 共働き・共育ての推進
- ④ 子育てに関する情報発信



基本目標5 こどもの貧困対策を推進します

こどもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、すべてのこどもの心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保証され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約に則ってこどもの貧困対策を推進します。

- ① こどもの貧困対策の実施
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 子育て家庭への経済的支援



基本目標6 母子保健・医療支援を充実します

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組むとともに、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

- ① 母とこどもの健康の確保
- ② こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

基本目標7 こども・若者への支援を充実します

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全てのこどもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。

- ① 結婚を希望する方への支援
- ② 若者の就労支援の充実
- ③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- ④ こども・若者の自殺対策



7

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み(人)	86	30	264	9	42	64
	確保量合計(人)	116		264	9	42	64
令和8年度	量の見込み(人)	71	25	220	9	39	74
	確保量合計(人)	96		220	9	39	74
令和9年度	量の見込み(人)	68	24	209	8	37	69
	確保量合計(人)	92		209	8	37	69
令和10年度	量の見込み(人)	65	22	199	8	36	67
	確保量合計(人)	87		199	8	36	67
令和11年度	量の見込み(人)	66	23	202	8	34	64
	確保量合計(人)	89		202	8	34	64

【保育利用率】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①0～2歳児童数	261	265	252	242	233
②3号の確保量	115	122	114	111	106
保育利用率(②/①)	44.1%	46.0%	45.2%	45.9%	45.5%
目標値	44.1%	46.0%	45.2%	45.9%	45.5%

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業（人）	量の見込み		545	495	471	450	446
	確保方策		545	495	471	450	446
放課後児童健全育成事業（放課後クラブ事業）（人）	量の見込み		146	155	151	145	129
	確保方策		285	285	285	285	285
子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）（人日）	量の見込み		15	19	23	26	30
	確保方策		15	19	23	26	30
地域子育て支援拠点事業（人日）	量の見込み		32,558	33,057	31,436	30,188	29,066
	確保方策		32,558	33,057	31,436	30,188	29,066
一時預かり事業（人日）	量の見込み	①一般型（在園児対象を除く一時預かり）	408	370	352	336	334
		②幼稚園型	8,106	6,758	6,438	6,117	6,224
		確保方策	8,514	7,128	6,790	6,453	6,558

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児保育事業（病児・病後児保育事業）（人日）	量の見込み	86	78	75	71	71
	確保方策	86	78	75	71	71
ファミリー・サポート・センター事業（人日）	量の見込み	21	19	18	17	17
	確保方策	21	19	18	17	17
利用者支援事業（箇所）	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	①基本型	1	1	1	1
		②特定型	—	—	—	—
		③こども家庭センター型	1	1	1	1
妊婦健康診査事業（人回）	量の見込み	84 (1,176回)	81 (1,134回)	78 (1,092回)	74 (1,036回)	72 (1,008回)
	確保体制	・実施場所 全国の医療機関 ・実施体制 母子健康手帳交付時に1人につき14回分の妊婦一般健康診査受診票を配布し使用方法を説明				
乳児家庭全戸訪問事業（人回）	量の見込み	84	81	78	74	72
	確保方策	84	81	78	74	72
養育支援訪問事業（人回）	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保方策	9	9	9	9	9
産後ケア事業【新規事業】	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
妊婦等包括相談支援事業【新規事業】	量の見込み	27	27	24	24	24
	確保方策	27	27	24	24	24
子育て世帯訪問支援事業【新規事業】	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保方策	12	12	12	12	12
児童育成支援拠点事業【新規事業】	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業【新規事業】	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業】	〈必要受入時間数〉		360	360	360	360
	〈必要定員数〉		3	3	3	3



大野町こども計画（概要版）

令和7年3月

発行：大野町役場 民生部子育て支援課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地

T E L 0585-35-5370（直通）F A X 0585-34-3525